

「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」改訂案に係る
意見募集の結果について

令和 4 年 5 月 1 9 日
宇宙開発戦略推進事務局

「人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」の中の、分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止に関わる部分の改訂案に関する意見募集の結果については、下記のとおり。

記

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和 4 年 4 月 7 日(木)～令和 4 年 5 月 6 日(金)
- (2) 告知方法：内閣府ホームページに掲載

2. ご意見総数

2 件

3. ご意見及びそれに対する考え方

別紙のとおり

以上

番号	ご意見	検討結果
1	<p>今回改訂箇所ではないですが、影響や被害が確認されない限り永久に記録を保管し続けなければならないのは酷であると考えことから、できれば期限のクライテリアを定めていただきたいです（例えば、高度 600km 未満であれば最大で 25 年間など）。もしくは、影響や被害が以降発生しないと証明することで、記録保管を終えることができるようにしていただくとよいと考えます。</p> <p>(該当箇所：6.3.1 項、記録の作成と保管)</p>	<p>今回改訂箇所以外に対するご意見のため、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>✓ 本件改訂がテザー衛星を念頭においたものとの理解の上で、一つめの「・」のうち、「人工衛星と一部が連結された状態で機器等が分離される場合」については、この文言では、テザー以外にも、太陽光パネルの展開アンテナの伸長なども含まれ得る可能性があると考えており、対象をより明確化するような文言に修正することが適切ではないかと考えます。</p> <p>✓ (*2) の「軌道に滞在する期間を通じた累積の確率」として、衝突確率を求めていることは、テザーを利用した場合の軌道降下の期間のリスクの評価を行うことなど、より包括的に軌道に対する影響を評価するものと理解しており、かかる評価の基準が採用されたことを歓迎します。その上で、</p> <p>➤ テザーを利用したデブリ除去については、第三者の衛星への干渉を考慮し、「軌道上軌道上サービスを実施する人工衛星の管理に係る許可に関するガイドライン」において求められているのと同程度の安全確保のみならず、第三者への情報提供等の透明性確保が求められることが望ましいと考えられるところ、そのような運用が確保されるようお願いできればと存じます。</p> <p>➤ また、許認可時に軌道に滞在する期間を通じたリスクの評価を実施することは、分離・結合が必要な人工衛星以外の人工衛星の運用にも適用されることが望ましいと考えられるところ、この点の検討もお願いいたします。</p>	<p>✓ 有効衝突断面積が大きいことにより他の人工衛星への干渉リスクが大きいものであればテザー衛星に限らず評価が必要であるため、このような表現としています。</p> <p>✓ 今回改訂以外の事項に係るご意見のため、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>